

インフルエンザに注意

予防接種と、こまめに「うがい」「手洗い」を行い  
社会全体で予防に取り組みましょう

町内のインフルエンザの流行は、例年1月から2月にかけてピークを迎えるため、今後注意が必要です。インフルエンザは社会的な影響が大きい感染症の一つです。社会全体で予防に取り組み、流行を抑制しましょう。



こまめにうがいを行う子どもたち (小屋瀬保育園)

インフルエンザは、一般的にいわれる「かぜ」とは違い、重篤な症状や肺炎などの合併症を引き起こす場合があります。児童・生徒がかかると、一定期間、登校できなくなったり、大人の場合は、仕事を休む必要が出てくるなど、社会的な影響が大きい感染症の一つです。個人予防の観点のみならず、社会全体で予防に取り組み、流行をできるだけ抑制する必要があります。

予防方法①  
予防接種を受けましょう

インフルエンザは、口や鼻から入ったウイルスが体の細胞に侵入し増殖。数日の潜伏期間を経て、発熱やのどの痛みなど、インフルエンザの症状が現れます。この状態を「発症」といいます。

予防方法②  
うがいや手洗いの励行

自宅や職場では、流水と石けんを利用して「手洗い」を行うとともに、こまめに「うがい」を行ってください。咳やくしゃみの際には、

ティッシュなどで口や鼻をおおい、できるかぎり人から離れてください。また、マスクの着用を心掛けてください。

発症した場合の  
学校の出席停止期間

小学生・大学生（高等専門学生も含む）がかかった場合、学校保健安全法施行規則により「発症した後5日を経過し、かつ、平熱に戻った後2日（幼児の場合は3日）を経過するまで」は、出席停止期間となり登校はできません。最短でも発症（発熱）日の次の日から数えて、6日目からの登校になります。ただし、学校医やその他の医師が感染の恐れがないと認めた場合は、この限りではありません。

■出席停止期間の基準（小学生～大学生など）

	発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
発症後1日目に解熱	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	解熱後4日目	登校可能		
発症後2日目に解熱	発熱		解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登校可能		
発症後3日目に解熱	発熱			解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
発症後4日目に解熱	発熱				解熱日	解熱後1日目	登校可能		
発症後5日目に解熱	発熱					解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

※発症日＝発熱した日（起算日となる発症日は医師が決定します） ※解熱＝平熱に戻る事  
※幼児の場合、出席停止期間が1日ずつ長くなります

「存じですか？」  
高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳腫瘍、脳梗塞、くも膜下出血などの病気や、交通事故での頭のけがにより、認知障がいを引き起こされている状況をいいます。

こんな症状で  
困っていませんか？

- ①ミスが多い。1度に2つ以上のことができない。
- ②約束を忘れてしまう。何度も同じことを聞く。
- ③言われたとおりに作業を完了することができない。
- ④子どもっぽい。急に怒り出したり、泣き出したりするなど、感情のコントロールができない。

ため、自分には周囲の援助が必要だということも認識できない方も多くいます。あなたの身近に、接し方が難しいと感じたり、気になる様子の人はいませんか？

講演会を開催します

町では、住民の皆さんに広く高次脳機能障がいについて理解していただけるよう、講演会を開催します。

外見だけでは  
分かりにくい障がいです

身体に影響が出ない方も多くあります。その場合、外見からは障がいがあるとは分かりにくく、その言動から誤解を招くことが多くなっています。障がいの認識がない方も多

▼期日 1月16日(出)  
13時30分～15時30分  
▼場所 総合センター  
▼講師 県作業療法士会 山田裕子さん、高梨信之さん  
▼参加申し込み 12月に全戸配布したチラシの申込用紙、または電話で健康福祉課にお申し込みください。

県男性不妊治療費助成事業のご案内  
男性不妊治療費の一部を助成

県では、医療保険が適用されない男性不妊治療を、平成27年4月以降に受けたご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。申請方法など詳しくは、県公式ホームページをご覧ください。

■対象者

- 次の全てに該当する法律上の婚姻をしている夫婦
- ①夫婦またはいずれか一方が県内に居住していること。
- ②妊娠のために、男性不妊治療が必要であると医師に診断されたこと。TESE（精巣内精子生検採取法）、またはMESA（精巣上体内精子吸引採取法）。
- ③夫婦の前年の所得の合計が730万円未満であること。

■助成内容

- ①TESE（精巣内精子生検採取法）  
1回の治療につき15万円まで
- ②MESA（精巣上体内精子吸引採取法）  
1回の治療につき5万円まで

■申請期限

治療が終了してから、3カ月以内  
※平成27年4月1日～10月12日の間に、男性不妊治療が終了した方については、**1月13日(水)までに**申請してください。

母子・父子家庭の皆さんへ  
進学資金貸付制度のご案内

県では、ひとり親家庭や父母のいない子どもが高校や大学に進学するために必要な資金の貸し付けを行っています。無利子の貸付制度ですので、ぜひご利用ください。

■貸付対象者

- ▷20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父
- ▷父母のいない生徒

■資金の内容

- ▷修学資金（無利子） 高校や大学に通学するために必要な授業料、書籍代、交通費など
- ▷就学支度資金（無利子） 高校や大学に入学するために必要な被服などの購入費

■手続き

- ▷役場（健康福祉課）で申請手続きができますので、詳しくはご相談ください。
- ▷申請には連帯保証人が必要です。
- ▷申請書類提出後に審査を行いますので、4月に進学を予定している方はお早めにご相談ください。

